

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンスの体制を徹底し、株主、顧客をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得て、事業活動を展開していく方針であります。今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は招集通知(狭義)の英訳版を開示しております。議決権行使プラットフォームの使用につきましては、今後の機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ、引き続き、導入を検討してまいります。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている方が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画については、毎期の目標達成に邁進することが株主の皆様の期待に応える最大の結果を生み出すという観点から開示はしていません。近年はM&Aの実施等により各期において計画値と最終値の乖離が生じることも多いため、業績への影響が予想されるトピック等の各種情報を当社ウェブサイト等で適宜開示しております。成長戦略の指標としての具体的な中期経営計画の策定や適切に開示するための方策・時期については今後の課題であると考えております。

【補充原則4-1-3】

当社は、後継者となりうる人材の育成、確保については、取締役会において議論を行っておりますが、具体的な継承プランの策定については今後の課題であると考えております。

【原則4-2】

取締役会は、取締役及び部門長からの提案を随時受付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動や自社株報酬などの健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

業績連動や自社株報酬などの健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-3】及び【補充原則4-3-1】

後記【原則4-10】及び【補充原則4-10-1】に関する記載をご参照ください。

【原則4-8】及び【補充原則4-8-1】【補充原則4-8-2】

当社は、当社の事業規模、取締役の員数、役割等を考慮し独立社外取締役は1名であります。今後必要に応じ複数名の独立社外取締役を選任するなど、経営陣、監査役(会)との連携強化の体制整備を検討してまいります。

【原則4-10】及び【補充原則4-10-1】

経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの検討にあたり、今後独立社外取締役から事前に適切な関与、助言を得ることを検討してまいります。

【原則5-2】

当社は中期経営計画を開示していませんが、当社の経営基本方針及び経営戦略等については、当社ウェブサイト及び決算短信において開示しており、ウェブサイト、株主向け機関紙による情報発信を行うなど株主との間で建設的な対話を行うよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は政策保有株式としての上場株式を保有していません。
今後も当社は同株式を保有しない方針であります。

【原則1-7】

当社では、取締役が競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。また、「関連当事者管理規程」を制度的確に運用しております。

【原則3-1】

1. 経営理念等

当社の経営基本方針及び経営戦略については、当社ウェブサイト及び決算短信において開示しております。なお、当社は中期経営計画を開示しておりませんが社内では策定しており、数値等を精査したうえで、来期以降に当社ウェブサイト等を通じてその内容及び進捗状況等の開示の充実を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、有価証券報告書「6 コーポレート・ガバナンスの状況」及び本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」において記載しておりますのでご参照ください。コーポレートガバナンスに関する基本方針について、当社は、株式会社東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、上記の基本的な考え方に基づいた基本方針を検討しており、定時株主総会の日の6か月後までの開示に向けた準備を進めております。

3. 取締役等の報酬等については、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮うえ中期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

4. 経営陣幹部選任、取締役候補指名にあたり、高い人望、品格、倫理観を有し、経営に關して的確かつ迅速な経営判断能力、リスク判断能力を持ち、業務執行の管理・監督が適切に行えることを基準として、全体的なバランスを考慮のうえ、人選を行い、取締役会において協議、決定いたします。監査役候補指名については、高い人望、品格、倫理観を有し、財務・会計に関する知見、経営全般の見地から経営監督の能力に優れているなどを考慮のうえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において議論、決定いたします。

5. 社外役員については個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」及び本報告書に記載しております。社内出身の取締役・監査役等の選任・指名については、有価証券報告書及び「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しておりますが、説明内容の更なる充実を図ってまいります。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令に定めのある事項や定款、「取締役会規程」に記載の事項について決議しております。その他の事項については、業務執行責任者及び部門長の職務権限、職務分掌等について社内規程において明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しが行なわれる仕組みを構築しております。

【原則4-8】

当社は、経営の意思決定に社外の声を一層反映するため、社外取締役会を2名選任しており、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言を頂いております。

現在、独立社外取締役は1名ですが、その選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき候補者の検討を行っております。

【原則4-9】

当社は、独立社外取締役の選任にあたって、企業経営等における豊富な経験、実績と高い知識、知見を有していることを重視しております。独立性の判断基準においては、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない者としております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、多角的な視点での審議、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスクマネジメント及び業務執行の監視等を推進するため、豊富な知識、経験、実績及びグローバルな視点などのバランスのとれた取締役の構成としております。なお、取締役会規程において社外取締役を1名以上置くこととしており、現在、2名の社外取締役を選任しております。取締役の選任については【原則3-1 4.】に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況について、有価証券報告書及び「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。実効性評価は、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。

平成29年4月に取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象にアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することによって匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、平成29年6月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。今回の評価結果としては、当社取締役会は実効性があると結論付けております。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで対応し、取締役会の機能を高める取組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社の取締役・監査役は、それぞれ必要な知識、役割及び責務の理解を積極的に深めるよう努めております。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との間で建設的な対話を行うよう努めております。株主との対話は、情報管理責任者である担当役員が対応するとともに、IR・広報部門である総務部が、各部門及び各子会社からの情報を統括するなど対話を補助する体制を整えております。また、定期的な投資家向け説明会の開催、ウェブサイト、株主向け機関紙による情報発信やアンケート調査などを行っております。

対話を通じた株主等からの意見については、経営陣幹部や取締役会が適宜に共有する仕組みを構築しております。なお、対話に際しては、当社の「内部情報管理規程」に基づきインサイダー情報の管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大前 研一	5,924,300	41.56
宮本 雅史	198,000	1.39
伊藤 泰史	193,100	1.36
F.W.HUIBREGTSEN	188,000	1.32
村井 純	166,000	1.16
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	148,900	1.05
日森 潤	134,000	0.94

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	130,500	0.92
黄 茂雄	130,000	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	126,700	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 尚	他の会社の出身者													
寺岡 和治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 尚		なし	同氏は、株式会社スクウェア、株式会社デジキューブ設立、代表取締役を歴任し、両社を上場した経験があり、当社の上場に関して、貴重なアドバイスを得るとともに、分野は異なるものの同社のコンテンツビジネスとして共通点があり、経営上有益な意見・戦略案を得られることを期待して社外取締役に選任しております。
寺岡 和治	○	なし	同氏は、株式会社寺岡精工の代表取締役、Chief Technology Architectとして当社での豊富な経営者経験と技術に関する幅広い知識・経験を有しており、当社の取締役として適任と判断し社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からの監査計画の説明及び監査結果の報告を受け、会計監査に重要な影響を及ぼすと判断される事項については、会計監査人に対して意見を求め、また適時、適切に情報を提供するように努めるなど、率直な意見交換を行うことで、会計監査人との連携をはかっております。この意見交換の際には、必要に応じ内部監査部門の責任者も同席しております。内部監査部門が実施する内部監査結果は、速やかに社長へ報告するとともに、監査役へも報告を行い、監査役からその監査結果に対するFeedbackを頂いております。また、毎期の内部監査計画を策定する段階で、監査役(会)に内部監査の年間計画と実施状況の説明を行い、互いに情報を伝達し、十分な意見交換、問題の共有を図るなど内部牽制の有効性を検証し、内部監査の質の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
森井 通世	公認会計士														
志村 晶	他の会社の出身者														
村田 正樹	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森井 通世	○	——	同氏は、公認会計士として長年培った会計に関する知識と監査法人の経営にも携わった経験を有していることから、これらの知識、経験を監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、独立性の基準及び開示加重要件に該当しない社外監査役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
志村 晶		——	同氏は、株式会社リガクという技術系の会社の代表取締役であり、今後当社が、システム開発面を強化していくにあたって、特にエンジニアの見地から外部監査できると判断し、社外監査役に選任しております。
村田 正樹		——	

同氏は、株式会社MAプラットフォームの代表取締役社長であり、野村證券株式会社時代を通じ、金融・証券面に経験が豊富であり、特に財務面に関する監査に適任と判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与に関しまして、長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション(新株予約権)制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して付与することを平成24年6月26日の取締役会において決議されております。

[付与理由]

- ・取締役、監査役：今後の更なる業績向上へのインセンティブを高めることを目的としております。
- ・従業員：年間の勤務実績と各プロジェクトへの貢献を評価し、今後の更なる業績向上へのインセンティブを高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

【役員報酬】

取締役 10名 128,529千円(うち社外取締役 2名 1,200千円)

監査役 3名 9,204千円(うち社外監査役 3名 9,204千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助するべき使用人を社内におかず、必要に応じて監査役から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査役の職務を補助するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社の機関の内容及び内部統制・リスク管理体制の整備の状況(平成29年6月26日現在)

・取締役会

取締役会は、10名の取締役により構成され、うち5名が常勤取締役、5名が非常勤取締役(うち2名が社外取締役)であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な

意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

・監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成され、全員が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。常勤監査役は経営会議に出席し、十分な情報に基づいて経営全般に関し幅広く検討を行っております。各監査役は、原則として取締役会へも出席し、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。

また、監査計画に基づく監査の実施状況や各監査役からの経営情報を共有化するなど、監査役間のコミュニケーションの向上により監査の充実を図っております。

・経営会議

当社では、原則として月1回、常勤取締役、執行役員、各部署の責任者及び常勤監査役が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。各部門の業務の執行状況が報告され、情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

・監査法人等

当社は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人から意見を聞くなど協力体制を構築し、内部監査の実施や社内規定をはじめ、「コンプライアンスマニュアル」などの内規を整備するなど、リスク管理を徹底し、当社の役員や社員へ法令遵守の重要性を啓蒙することによりコンプライアンスの向上に努めております。

・会社情報管理体制

当社では、「内部情報管理規程」を策定し、この規程に基づいた内部情報の把握・管理を行っております。重要情報が発生した場合、当該事実を認識した部門から速やかに総務部に情報が集約され、全社の情報開示責任者である総務部担当役員への報告・事実確認手続きを行っております。また、各部門の部門長は、各部門における情報管理責任者として、全社の情報管理責任者と連携して内部情報の管理・徹底を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性の認識・浸透を図っております。

・子会社の業務の適性を確保するための体制

当社では、「関係会社管理規程」及びグループ子会社等の職務執行に関する規定を整備するとともに、当社幹部が各子会社の取締役等を兼務し、当社の経営会議において各子会社から業務の遂行状況、財務状況等の報告を受けるとともに必要な助言・指導を行っております。また、各子会社においても当社の体制に準じたリスク管理体制、コンプライアンス体制の構築を進めており、各子会社の業務を適切に管理する体制整備に努めております。

報酬に関しましては、毎年の業績や会社に対する業績面、コンテンツ制作面、運営管理面に関する貢献度、他社報酬平均額等を勘案し、取締役会において評価しております。なお、報酬、指名、コンプライアンス等の各種委員会は設置しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役、社外取締役による社外の視点を入れた監査・監督体制が経営監視機能として有効であると判断し、社外取締役2名を含む取締役10名で構成される取締役会と社外監査役3名で構成される監査役会による監査役設置会社制度を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日前の発送に努めております。なお、平成29年3月期の株主総会に係る招集通知につきましては、平成29年6月7日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、多くの株主の皆様にご出席頂けるよう集中日を避けるよう留意して設定しております。なお、平成29年3月期の株主総会は平成29年6月23日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を作成し、当社ウェブサイト内に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、適時開示にあたって基本方針を定め、当社ウェブサイト内のIR情報のページにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。 IR情報 : http://www.bbt757.com/ir/m_disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を定期的(年2回)に開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内のIR情報のページにおいて、各種開示資料、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しております。 IR情報 : http://www.bbt757.com/ir/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理規程」、「役職員倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル」において、各ステークホルダーの立場の尊重を規定し、社内周知の徹底に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法等に基づく法定開示や東証証券取引所の定める「有価証券上場規程」に則って適時適切な情報開示に努めております。また、当社は「企業倫理規程」、「役職員倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル」においてもステークホルダーに対する企業情報の提供について規定し、社内周知の徹底に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を整備するとともに、内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、全社的な業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。監査役会が監査役会規程に則り策定する各事業年度の監査計画に基づき、適法性監査及び妥当性監査を推進する体制とするが、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他事項が発生した場合は、その都度取締役会において審議決定する。常勤監査役は重要な会議への出席ができるものとする。また、取締役、執行役員及びその他の使用人に対してその職務に関する事項の報告を求めるとともに業務及び財産状況を調査できるものとする。また、当社は取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名の当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、コンテンツ、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に則り、原則月1回の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役及び使用人による効率的な職務執行の確保、責任権限に関する事項を明確にするため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を整備し、取締役及び使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。

5. 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程及びグループ子会社等の職務執行に関する規程を定め、各子会社の業務を適切に管理する。また、当社幹部が各子会社の取締役を兼務し、各社から業務執行状況の報告を受けるとともに必要な助言・指導を行うものとする。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、業務の遂行状況、財務状況等を定期的に当社の経営会議において報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各子会社は、各子会社において当社の体制に準じたりスク管理体制を構築し、これを維持する。

(3) 子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われていることを確保するための体制

・各子会社の業務運営については、必要に応じ子会社との会議を企画し、意思の疎通を図るものとする。
・各子会社が重要な経営判断を行う場合には、当社と事前に協議するものとする。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確認するための体制

各子会社は、各子会社において通報制度の整備、当社に準じたコンプライアンス体制を構築し、運用する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役から独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人を社内におかず、必要に応じて監査役から監査業務の委託を受けた場合は、内部監査部門が、監査役の職務を補助するものとする。監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して、取締役、所属部門責任者(内部監査部門責任者)等の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制並びに監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益は取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び各子会社に重大な影響を及ぼす事項又は発生する恐れある事項、内部監査の実施状況などを速やかに報告する。当社は、当社の監査役及び当社が定めた内部通報窓口へ報告を行った当社及び各子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、その職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要な限り認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査役が監査を実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、経営上の重要な課題について報告を求めることができる。また、監査役及び監査役会は、代表取締役及び取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。また、社内規程にその旨を明文化し周知徹底を図るとともに、弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、組織的に対応できる体制を整備するものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

